

医師の「働き方改革」へ向けた医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き(簡易版)

①なぜ医師の働き方を見直さなければいけない？

2024年4月より医師の時間外労働時間の上限が設けられます。医師の長時間労働が指摘されていますが法令遵守のためにも、また医師の勤務環境を改善し医師の確保ひいては医療の質・安全の向上を図る意味でも、医師の働き方を見直していく必要があります。働き方改革関連法の概要及び2024年4月より医師に適用される時間外労働時間の上限案については「医師の「働き方改革」へ向けた環境改善マネジメントシステム導入の手引き詳細説明版」に掲載していますので参照下さい。(詳細説明版P.4、5参照)

②あなたの医療機関で医師の勤務環境改善に取り組む必要はある？

まずは以下の勤務実態の項目を確認し、勤務環境改善の取組の必要性を把握して下さい。チェック項目の説明は詳細説明資料に掲載していますので参照下さい。(詳細説明版P.4～6)

勤務実態からの判断

以下の項目のうち、1つでも当てはまらないものがあれば改善が必要です。すぐに勤務環境改善に取り組みましょう。

<input checked="" type="checkbox"/>	内容
<input type="checkbox"/>	36協定を締結している
<input type="checkbox"/>	就業規則を作成・届出をしている(労働者10名以上の場合)
<input type="checkbox"/>	労働契約を締結する際に労働者に対して労働条件を書面等で交付している
<input type="checkbox"/>	労働時間等は基準内である(労働時間等の詳細は下表参照)

当てはまらないものが一つでもあれば早急に勤務環境改善に取り組む必要があります

労働時間等に関する項目

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	現在検討されている時間外労働の上限案
<input type="checkbox"/>	年間時間外労働時間	960時間以内
<input type="checkbox"/>	月平均時間外労働時間	100時間未満(例外あり)
<input type="checkbox"/>	1カ月の休日日数	4日以上
<input type="checkbox"/>	1日当たり最長労働時間	28時間以内
<input type="checkbox"/>	勤務と勤務の間の時間	9時間以上

いずれも休日労働を含めた時間数
今後、法改正等を経て確定
⇒最新情報は「いきいき働く医療機関サポートweb」で確認できます
<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

内部・外部の状況からの判断

また、以下のような場合にも勤務環境改善に取り組むことが必要となるでしょう。今後、医師の確保が更に難しくなることが予想され、職員の離職の防止は不可欠です。そのためには職員に勤務環境改善の取組姿勢を示すと共に、実際に魅力的な職場として認識頂く必要があります。

区分	具体例
外部要因	外部環境の変化 ・近隣で新病院が開院した ・診療報酬の改定があった ・関連病院からの連携等の提案があった等
	立地等による採用難 ・過疎地域に位置している ・いずれ採用難が生じる
内部要因	経営層の体制・方針の変更 ・新しい理事長や病院長が就任した ・現経営層の方針転換があった(WLBの重視)等
	現場からの提案 ・前向きな現場職員からの改善の要望があった
離職者の増加	・医療機能や診療体制(医師の離職等)の変更があった

上記事例に該当する場合にもその機をとらえて、勤務環境改善に取り組みましょう

③2024年4月に向けては何をすればいい？

何に取り組むべきかは医療機関の抱える課題によって異なります。あなたの医療機関では具体的にどういったものに取り組めば良いかは、詳細説明版の取組み例を参考に考えてみて下さい。(詳細説明版P.7～13参照)
また、「医師の働き方改革検討委員会」では以下の6つの取組みについて推奨していますので、併せて参考にしてください。

取組み	内容
時間外労働時間管理の適正に向けた取組	まずは、医師の在院時間を把握
36協定等の自己点検	36協定で定めた内容と勤務実態が合っているかを確認
既存の産業保健の仕組みの活用	衛生委員会等を活用して長時間労働者の対応方を検討
タスク・シフティング(業務の移管)の推進	医師が診療に集中できるように可能な業務は他職種に移管
女性医師等に対する支援	多様な勤務形態を受け入れ、時間等の制約のある医師が働きやすい環境を整備
医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組	医師の勤務状況に応じて労働時間短縮に向けた様々な取組みを検討・導入

※上記表は、医師の働き方改革に関する検討会「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」を参考に作成

④どうやって取組めばいい？

「勤務環境改善に取り組む」というと難しく感じるかもしれませんが。「方針・計画を立てて取り組んでいく」というながれで進めていきますが普段、皆様が行われている業務の進め方と同じであり、難しく考える必要はまったくありません。具体的な取組み方法は詳細説明に分かりやすく掲載しており、また、各種サポートも充実しています。取組みの流れは詳細説明版資料に記載していますので参照下さい。(詳細説明版P.14～24参照)

実施する内容	実施する内容
①まずは勤務環境改善に取り組むことを職員に伝えましょう	✓ 具体的に取り組む方針を決め、職員に伝えていきます
②目標達成に向けて取り組む内容を決めましょう	✓ 「③2024年4月に向けては何をすればいい？」にも記載していますが、詳細説明版資料を参考に取組み内容を決めます
③決めたことを進めていきましょう	✓ 決めたことを順次実行していきます
④目標と現状を比べ、目標達成に向けて取組み方等を見直しましょう	✓ 取組んだ結果どうだったかを確認し、目標達成に向けて現場の方の意見を聞き、取組み方の工夫を行います ✓ 必要に応じて専門家に相談しましょう

最初は、取組みやすいものから取組み、達成感を味わうことが継続する上でのポイントです！

⑤どういったサポートがある？ (詳細説明版P.24)

	自分たちで調べたり取組んでいきたい	外部の協力を得たい
解決したい内容	✓ 何に取り組んでいいかわからない ✓ 他の医療機関はどうしているか知りたい	✓ 取組みに関して詳しい人に相談にのってほしい ✓ 勤務環境改善について学びたい ✓ 費用面のサポートを得たい
サポート体制	いきサポ(いきいき働く医療機関サポートweb) 勤務環境改善に関する法律等の最新情報、他の医療機関の取組状況等を掲載 詳細説明資料 勤務環境改善に取り組む際のマニュアルで分かりやすく、また、他事例を豊富に掲載 厚生労働省 各種働き方改革に関する情報や、「36協定作成支援ツール」等の便利なツールを掲載	各都道府県の勤務環境改善支援センター 専門家による取組についてのサポートを実施 医療機関の勤務環境改善推進事業 医療機関の勤務環境マネジメント向上支援のために、トップマネジメント研修や病院長向け研修の実施 タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業 勤務環境改善の取組みを行う医療機関に必要な経費を補助 医療従事者の働き方改革支援資金の創設 働き方改革に取り組む医療機関に対する、(独)福祉医療機構による長期運転資金の融資 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度 条件に基づき取得した器具等に対して特別償却が可能